

取組事例

所定外労働削減・年休取得促進・多様な正社員・
朝型の働き方・テレワーク



企業名：株式会社池田模範堂	所在地：富山県上市町
社員数： 302名	業種： 製造業

取組の目的：

社員の健康増進やワーク・ライフ・バランスの充実等に取り組むことで、会社及び社員の持続的な成長をサポートしていく。

取組の概要：

〈現在の取組〉

○ トップメッセージ

一人ひとりが誇りの持てる「いい会社」となることを目指している。
職場環境を整えることで、仕事を通じて成長に挑戦する社員を支援し、活力あふれる「いきいき集団」となりたい。

○ 所定外労働の削減

① 所定外労働時間に関する情報の活用

- ・ 半月毎に、一定の所定外労働時間数を超えた社員が発生した部署には、人事部門から職場管理者に情報提供を行い、要改善状態にある旨注意喚起をしている。
- ・ 月の所定外労働時間が45時間を超えた社員が発生した部署には、人事部門から職場管理者に発生理由の確認を行い、必要に応じて業務分担等の見直しなどの改善策の検討を促している。また、該当部署の担当役員が、安全衛生委員会で、発生理由と今後の削減対策について、報告を行うこととしている。
- ・ 月の所定外労働時間が45時間を超えた社員から希望があれば、産業医の面談を実施している。

② ノー残業デーの設定

ノー残業デー（エコ対策も兼ねるため「ライトダウンデー」と呼称。）を月に1日設定し、定時退社を促している。

○ 年次有給休暇の取得促進

計画的年次有給休暇の取得日（年間1日乃至2日）を設定し、取得促進を図っている。

○ 多様な働き方の推進

① 育児を行う社員の支援

- ・ 育児短時間勤務制度：子が小学校卒業まで、所定労働時間を1日6時間又は7時間に短縮可能としている。

- ・子育て休暇制度（無給休暇。ただし、年次有給休暇、昇給及び退職金の算定上は出勤扱いとしている。）：子育てに関する事由であれば、子が高等学校卒業まで、子の人数に関係なく年10日取得可能としている。
- ・所定外労働の免除制度：子が小学校就学始期に達するまで、社員からの申し出により、所定外労働を免除している。
- ・配偶者出産休暇制度（有給休暇）：配偶者が出産する場合に、出産日の前後に2日間の休暇を取得可能としている。

②介護を行う社員の支援

介護休業制度：要介護状態の家族を介護する場合に、介護短時間勤務制度と合わせて1年間取得可能としている。

③失効年休積立制度

失効した年次有給休暇のうち、年5日、上限30日まで積立てることを可能とし、私傷病時や家族の介護等に利用可能としている。

〈今後の取組〉

- ・少子高齢化社会に対応できる柔軟な働き方の検討を継続して行っていく。
- ・男女関係なく活躍できるように更なる制度の拡充や職場環境の整備、個人のキャリア形成への支援等を行っていく。

現状とこれまでの取組の効果：

○所定外労働の削減

年度	2012	2013	2014
年間平均実績	7.5h/月	9.5h/月	7.5h/月

○年次有給休暇の取得促進

年度	2012	2013	2014
年間平均取得日数 (取得率)	12.2日 (66.0%)	11.6日 (65.1%)	11.0日 (60.5%)

○育児休業取得者

年度	2012	2013	2014
年間取得者数	女性5名	女性4名	女性5名

※女性社員の育児休業取得率は100%。2015年度は男性で1名の取得実績あり。

○育児短時間勤務利用者

年度	2012	2013	2014
年間利用者数	9名	13名	11名

○介護休業取得者

年度	2012	2013	2014
年間取得者数	1名	1名	1名